

業務の運営に関する規程

株式会社ユニークピース

第1 求人

1. 当社は、国内全職種に関する求人の申込みを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

1. 当社は、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
直接来社できないときは、電話、ファックス、電子メール又は郵便でも差し支えありません。
3. 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。

第3 紹介

1. 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めさせていただきます。
2. 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者をご紹介できるよう努めさせていただきます。
3. 紹介に際しては、求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を予め書面の交付または電子メール等により明示いたします。但し、紹介の実施において緊急の必要があるため予め書面の交付または電子メール等による明示できない場合には、それらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職者を求人者に紹介する場合には、所定の紹介手順にて紹介手続きを行います。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介は致しません。
7. 就職が決定しましたら、求人者及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に関わる求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者双方から当社に対して、その旨を報告してください。
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対してその旨を報告してください。
3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 当社は、求職者又は求人者に対しその申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 当社の取扱職種の範囲等は、国内全職種とします。
6. 当社の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は全て職業安定法関連法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくお尋ねください。

代表者

池本 博則